

『県内沿岸部に事業所を有する中小企業者等の 雇入れ・住宅支援の取組みを支援します』

宮城県事業復興型雇用創出助成金

県内の沿岸部に事業所を有する中小企業者等における、求職者の雇入れ及び雇入れに際して実施した住宅支援に係る費用を助成します。（新規申請は令和7年度で受付を終了します。）

雇入費（中小企業型）

助成対象となる事業主

県内の沿岸部に所在する事業所において、平成23年3月11日以降に、復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した中小企業事業主

助成対象となる労働者

令和7年1月1日から令和8年3月31日までに雇入れた被災三県（宮城県、福島県、岩手県）求職者で、「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」で雇入れた方

補助額

対象となる労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所につき2,000万円が上限）

募集期間

第1期 令和7年6月6日～7月7日
第2期 令和7年12月5日～令和8年
1月16日
第3期 令和8年3月2日～3月31日

利用方法

申請には一定の要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。

住宅支援費

助成対象となる事業主

県内の沿岸部に所在する事業所において、復興に向けた産業政策の支援決定を受けた後、求職者の雇入れに際して、住宅支援（住宅の借上げ・住宅手当）を導入又は拡充し、かつ、雇用の維持・確保を達成した中小企業事業主

助成対象となる労働者（受給要件労働者）
令和7年1月15日から令和8年3月31日までに雇入れた求職者で、「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」で雇入れ、住宅支援の取組みの対象となっている方

補助額

住宅支援に要した費用の4分の3に相当する額（1事業所につき年額240万円、総額720万円が上限）

募集期間

第1期 令和7年10月1日～令和8年1月
26日
第2期 令和8年3月2日～3月31日

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部
雇用対策課雇用創出支援班
電話：022-797-4661